



シンガポール:追加予算(Fortitude Budget)に関するアップデート（新型コロナウイルス感染症関連）（2020年6月3日時点）

執筆者:山中 政人、吉本 智郎、Melissa Tan

1. はじめに

- 1.1 シンガポールでは、新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年4月7日以降、欧米諸国で取られたロックダウンに類似する「サーキット・ブレーカー」措置が導入され、外出制限などを伴う行動規制が敷かれていました。サーキット・ブレーカーは同年6月1日を持って終了し、翌6月2日以降、多くの事業者の事業活動の再開が認められています¹。もっとも、現在も新型コロナウイルス感染症が終息したとはおおよそ言い難く、6月2日以降も、小売、飲食などの一定の事業者については完全な事業活動は認められていませんし、コロナ以前の事業環境に戻るにはまだ時間を要することが予測されます。
- 1.2 コロナウイルス感染症による経済への悪影響が引き続き継続する状況を踏まえ、シンガポール政府は、サーキット・ブレーカー終了に先立つ2020年5月26日、国家の準備金からSGD310億を引き当て、総額SGD330億の追加的経済支援策を抛出するためのFortitude Budget(以下「フォーティチュード予算」という。)を発表しました。フォーティチュード予算は、2020年2月18日、2020年3月26日、2020年4月6日にそれぞれ発表された以前のユニティ予算(Unity Budget)、レジリエンス予算(Resilience Budget)、ソリダリティ予算(Solidarity Budget)に追加されたものです²。

¹ 2020年6月2日以降のフェーズ1にて再開が認められている事業については、(<https://covid.gobusiness.gov.sg/guides/permittedserviceslist.pdf>)をご参照下さい。

² レジリエンス予算及びソリダリティ予算の概要については、弊所の過去のニューズレター(https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia_200415_1.html)をご参照下さい。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

- 1.3 本稿では、フォーティチュード予算によって発表された、事業者・雇用者向けの主要な経済支援策をご紹介します。なお、フォーティチュード予算には家庭・個人向けの支援策も盛り込まれており、以下は同予算の内容を網羅するものではない点にご留意下さい。

2. 事業者・雇用者に関する主な支援策

2.1 ジョブズ・サポート・スキーム(JSS)の強化

- 2.1.1 ジョブズ・サポート・スキーム(以下「JSS」という。)は、不安定な経済情勢下で、事業者がローカル従業員の雇用を維持し続けることを支援すべく、ローカル従業員の給与に関して政府が一定の助成金を支給する制度であり、2020年2月のユニティ予算において導入されました。

シンガポール政府は、サーキット・ブレーカー終了後も、コロナウィルス感染症による事業環境への影響が持続する状況を踏まえ、引き続き事業者を支援するため、JSSをさらに強化しました。

- 2.1.2 具体的には、まず、シンガポール政府は、JSSの給付対象期間をさらに1か月延長して2020年8月に支払われるローカル従業員³の給与も対象に含めるものとし、該当の助成金を2020年10月に企業に対して支給することとしました。これにより、JSSの給与助成の対象期間は合計10か月(以前は9か月)になりました。

この結果、サーキット・ブレーカー期間の終了後、すぐに業務を再開することが認められる企業は、JSSに関する産業セクターの分類(Tier)⁴に従って決定される通常のパーセンテージにて、延長月のJSSの助成を受け取るようになります。他方、サーキット・ブレーカー期間後すぐに業務を再開することができない業種の企業は、2020年8月まで、又は業務を再開することが許可される時点のいずれか早い方まで⁵、ローカル従業員の月額給与総額⁶の最初のSGD4,600⁷に対して、75%が助成されます。

- 2.1.3 さらに、コロナ禍を原因とする渡航制限やセーフディスタンス規制によってより深刻な影響を受けた産業セクターへの給与助成を増やすため、JSSに関する産業セクターの分類(Tier)が改定されました。今回、より手厚い改定の対象となった産業セクターには、航空宇宙、観光、サービス業、会議・展示会、小売、芸術・娯楽、陸上交通、海洋・オフショア、建築環境等があります。

該当する企業は、再分類されたJSSの分類(tier)に応じ、50%又は75%(改定前は25%)のいずれかの割合で、より高い水準の給与助成を受けることができます。2020年6月から同年8月分の給与についてのみ新分類に従ったより高い給与助成を受けることになる建築環境セクターを除き、該当産業セクターに属する企業は、新分類が遡及的に適用され、2020年7月以降に給付された助成金との追加差額分についても給付がなされることとなります。

³ ローカル従業員とは、シンガポール国民又は永住権保持者である従業員をいいます。なお、事業主に支払われる給与は、本給付の対象とはならないことにご留意下さい(JSSの対象となる、2019年の課税所得がSGD100,000を超えない株主兼取締役は除きます。)

⁴ コロナ禍によって受ける事業上の影響の度合いに応じて産業セクターを3分類に分け、分類1(Tier 1)に属する産業セクター(もともと深刻な影響を受けているセクター)については75%、それに続く影響を受けている分類2(Tier 2)に属する産業セクターについては50%、その他の産業セクターが属する分類3(Tier 3)については25%の助成が受けられるとするものです。2.1.4に記載のとおり、当該分類については同じタイミングで改定されています。

⁵ 企業が月の中頃に事業を再開することを許可された場合、付与されたサポートは比例配分されます。例えば、2020年7月5日から第3階層(Tier 3)の雇用主が現場で働くことを認められた場合、6月及び7月の4日間分は75%、7月の27日間分及び8月は25%の支援を受けることとなります。したがって、雇用主は、7月に支払われた賃金について、 $(75\% \times 4/31 + 25\% \times 27/31) = 31.5\%$ の支援を受けることとなります。

⁶ 月額給与総額には、CPF 拠出金の従業員負担分を含みますが、雇用者負担分は含まれません。

⁷ SGD4,600を超える給与を得ているローカル従業員も、給付対象となります。ただし、対象となる給与金額の最大はSGD4,600で、給付金額の最高額はその75%(SGD3,450)です。

今回の改定の対象となる産業セクターについては、(https://www.singaporebudget.gov.sg/docs/default-source/budget_2020/download/pdf/fortitude_annexb1.pdf)の表 2(table 2)をご参照下さい。

2.1.4 なお、給付金は、中央積立金(Central Provident Fund、以下「CPF」という。)の拠出データに基づいて計算されます。JSS 給付を受ける資格を有する雇用主に対しては、シンガポール内国歳入庁(Inland Revenue Authority of Singapore、以下「IRAS」という。)による郵送での通知がなされ、特に雇用主からは助成金の申請手続きを取る必要はありません。

2.2 Foreign Worker Levy の免除及び還付の対象期間の延長

2.2.1 単純労働者向けの就労ビザであるワークパーミット及び中技能者向けの就労ビザであるSパスを保有する外国人を雇用する企業については Foreign Worker Levy(以下「外国人雇用税」という。)が課されるどころ、これまで、シンガポール政府は、2020 年 4 月及び 5 月に支払期限が到来した外国人雇用税を免除し、また、今年に入り納税された外国人雇用税についても、上記外国人労働者 1 人につき SGD750 を還付していました。

2.2.2 シンガポール政府は、サーキット・ブレイカー終了後すぐに事業所での業務を再開することが認められない事業⁸について、外国人雇用税の免除及び還付の対象期間をさらに 2 か月(2020 年 6 月及び 7 月)延長することを発表しました。但し、外国人雇用税の免除は 2020 年 6 月に関して 100%、2020 年 7 月に関して 50%とされ、また還付は 2020 年 6 月に関して SGD750、2020 年 7 月に関して SGD375 とされています。詳細は、後日シンガポール政府により公表される予定です。

2.3 テナント賃料の免除

2.3.1 シンガポール政府は、レジリエンス予算の一環として導入された固定資産税の還付に加え、民間の非居住用不動産⁹を使用する中小企業(small medium enterprises)(年間売上高 SGD1 億以下)のテナントに対し、新たな現金給付を行うこととしました。すなわち、該当の中小企業が、一定の商業用不動産(ショップ等)のテナントである場合には賃料の 0.8 か月分の現金給付を受けることができ、その他の非居住用不動産(工業・オフィス用不動産等)のテナントである場合には賃料の 0.64 か月分の現金給付を受けることができます。

給付金額は、2020 年度の不動産の年間価格(Annual Values)に基づいて計算されます。また、現金給付は、IRAS から対象となる不動産の所有者に対して自動的に支給¹⁰され、不動産所有者は、当該給付金をそのテナントである中小企業に交付することを求められます。詳細(資格基準等)は、後日シンガポール政府により公表される予定です。

2.3.2 また、2020 年 6 月の第 1 週には、賃貸人に対し、一定の中小企業であるテナントへの賃料の免除を義務付ける新法案が提出される予定です。新法案には、過大な遅延利息等、テナントに著しい負担を課す内容となっている契約条項からの一時的救済措置に関する規定や、テナントが未払い金を分割払いで返済することを可能とする規定が定められる予定です。法案が通過すれば、対象となる商業用不動産を使用し、かつ大きな減収を被った中小企業テナントは、合計 4 か月分の賃料の免除(シンガポール政府と賃貸人が折半して負担することが想定されています。)を受けることができます。また、工業・オフィス用不動産のテナントである中小企業に対しても、何らかの救済措置が講じられます。

2.3.3 さらに、政府が保有又は管理する不動産のテナントに対しても、賃料の救済措置が講じられます¹¹。すなわち、レジリエ

⁸ 建設、海洋・オフショア及び加工セクターの事業が含まれます。

⁹ 不動産を所有し、自己の不動産上で事業を行う中小企業も、当該現金給付制度の対象となります。

¹⁰ 但し、不動産の一部のみを賃貸している不動産所有者、又は単一の固定資産税勘定で中小企業テナントと非中小企業テナントの両方に不動産を賃貸している不動産所有者は、自動的に現金給付を受けることができず、IRAS に申請書及び参考資料を提出する必要がある点に留意が必要です。

¹¹ 賃料の免除は、以下の各物件には適用されません。

ンス予算に基づき、2 か月分の賃料の免除が認められていた一定の商業テナント¹²⁾には追加して2 か月分の賃料が免除され、他方、1 か月の賃料の免除が認められていたその他の一定の非居住用不動産のテナント¹³⁾には、追加して1 か月分の賃料が免除されます。

2.4 有望なスタートアップ企業のための資金援助

2.4.1 新型コロナウイルスの影響により資金調達が困難になっている有望なスタートアップ企業を支援するため、シンガポール政府は、SGD2 億 8,500 万を新たに確保し、これを有望なスタートアップ企業のための民間投資に活用することとしました。

2.4.2 対象となるスタートアップ企業は、シンガポール経済開発庁(Singapore Economic Development Board)及びシンガポール企業庁(Enterprise Singapore)のそれぞれの投資部門(EDBI 及び SEEDS Capital)において、個別に審査を受けます。具体的な審査基準は、現時点では公表されていません。

2.5 SGユナイテッド研修生プログラム(SGUnited Traineeships Programme)の強化とSGユナイテッド中途研修生プログラム(SGUnited Mid-Career Traineeships)制度の創設

2.5.1 SGユナイテッド研修生プログラムは、レジリエンス予算の一部として導入され、8,000 人の新卒者等に対して産業関連の経験を得る機会を提供するとともに、事業者に対しては新型コロナウイルスによる危機からの脱却のため、又は短期的労働力の確保のための採用機会を提供することを目的としています。このプログラムでは、研修生が受領する研修手当の 80%について、ワークフォース・シンガポール(Workforce Singapore)が最長 12 か月間拠出し、残りは企業が拠出します¹⁴⁾。

2.5.2 シンガポール政府は、フォーティチュード予算に基づき、このプログラムの対象となる研修生の受入れ枠を 21,000 人に増やすことを発表しました。また、失業中の中途求職者 4,000 人の受入れ枠を提供するSGユナイテッド中途研修生プログラム制度を新たに創設することとしました。

2.5.3 上記両プログラムに関心のある企業は、(<https://form.gov.sg/#!/5e85abfb172ded0011ca2668>)において入手できる所定フォーム(Interest Form)を通じて問合せを行い、SBF から申込手続きの案内を受領することができます。

2.5.4 両プログラムを受講した研修生を雇用する会社については、2.6 に記載する中途雇用インセンティブの対象となります。

2.6 中途キャリア支援パッケージ(SkillsFuture Mid-Career Support Package)の拡大

2.6.1 中途キャリア支援パッケージは、40 歳以上のローカル従業員がキャリアチェンジを行う機会を創出することを目的に、ユニティ予算(Unity Budget 2020)の一環として導入されました。中途キャリア支援パッケージでは、シンガポール政府は、再訓練プログラムを受けた 40 歳以上のローカル求職者を採用した雇用主に対し、給与の 20%分を 6 か月間(上限は総額 SGD6,000)援助する雇用奨励金(以下「中途雇用インセンティブ」という。)を提供します。

(a) 居住目的で使用される賃貸物件

(b) 固定資産税を支払うテナント(当該テナントは、代わりに 2.3.1 に記載した現金給付を受け取るようになります。)

¹²⁾ 商業宿泊施設、小売、F&B、レクリエーション、娯楽、ヘルスケア等のテナントがこれに該当します。

¹³⁾ 工業又は農業の目的のためのテナント、又はオフィス、ビジネスパーク・サイエンスパーク、又はガソリンスタンドとして利用されるテナントがこれに該当します。

¹⁴⁾ 受入れ企業は、シンガポールで登録又は設立された企業でなければなりません。また、研修期間中に研修生に有意義な成長機会を提供するための研修制度説明及び開発計画(Traineeship Descriptions and Development Plans)を提出し、シンガポール事業連盟(Singapore Business Federation、以下「SBF」という。)の承認を受けなければなりません。受入れ企業が提供する研修は、最長 12 か月間実施することができ、2020 年 12 月 31 日までに開始しなければなりません。

2.6.2 フォーティチュード予算では、中途雇用インセンティブがさらに拡充されることになり、以下のとおり発表されました。

- (a) 中途雇用インセンティブにおける援助金額の増額
「給与の 20%分×6 か月間(上限は総額 SGD6,000)」から、「給与の 40%分×6 か月間(上限は総額 SGD12,000)」に増額されます。
- (b) 中途雇用インセンティブの対象者の拡大
再訓練プログラムを受けた 40 歳未満のローカル求職者を採用した雇用主に対しても、給与の 20%分が 6 か月間(上限は総額 SGD6,000)援助されます。
- (c) 再訓練プログラム・研修プログラムの追加

2.6.3 上記の通り拡充された中途雇用インセンティブは、2020 年 5 月 27 日以降に一定の再訓練プログラム¹⁵を経て行われた雇用に対して適用されます。

2.6.4 中途雇用インセンティブの拡大に関する詳細は、(https://www.singaporebudget.gov.sg/docs/default-source/budget_2020/download/pdf/fortitude_annexb4.pdf)をご参照下さい。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp



よしもと ともろう
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 カウンセル弁護士
t.yoshimoto@jurists.co.jp



メリッサ・タン
Melissa Tan

Bayfront Law(西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所のアライアンス事務所)
ダイレクター
melissa.tan@bayfrontlaw.sg

¹⁵ 適格な再訓練又は研修プログラムには、(a) Professional Conversion Programmes、(b) Place-and-Train programmes for rank-and-file workers、(c) career transition programmes by Continuing Education and Training Centres、(d) SGユナイテッド研修生プログラム(SGUnited Traineeships)、(e) SGユナイテッド中途研修生プログラム(SGUnited Mid-Career Traineeships)、(f) SGUnited Skills 等があります。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。